

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	勤労者総合福祉センターの使用の制限		
根拠条例等・条項	堺市立勤労者総合福祉センター条例第4条 堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第4条		
所管課	産業戦略部雇用推進課		
処分基準	【堺市立勤労者総合福祉センター条例第4条より】 第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、市長において使用を不適当であると認めるとき。 3 市長は、使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。 【堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第4条より】 第4条 市長は、条例第4条第2項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することがある。 (1) 許可を受けないで商品の展示、販売その他営利を目的とする行為を行うために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があり、市長が不適当であると認めるとき。		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞 ・弁明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		